

仕様書

第1 件名

「青梅宿・猫町プロジェクト」実施委託

第2 目的

500年の歴史を有する山車行事「青梅大祭」が奉納される住吉神社には、3体の猫の神様が鎮座しており、養蚕業も盛んであった背景から、青梅宿では猫が大切な存在になっている。また、現在のJR青梅線青梅駅の南側に位置している青梅宿は、江戸から昭和初期にかけて建てられた町屋・土蔵・看板建築等による古い町並みが残され、「昭和レトロの町」として多くの観光客が訪れた。今では「昭和レトロ」に魅せられた芸術家によって猫を題材とする作品が制作され、まちなかでは数多くの猫アートを見ることができる。

今回、これまで観光資源としては十分に活用されていない「猫」に着目し、「猫に関する地域資源の掘起し」を行った後、「イベント・ツアーの企画・実施」「猫に関連する特産品の企画・開発」を実施して、観光客誘致に繋げる。

なお本事業は、一般社団法人青梅市観光協会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成31年3月31日まで

第4 履行場所

（公財）東京観光財団（以下「TCVB」という）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

（1）猫に関する地域資源の掘起し

8月～9月 猫に関する地域資源の掘起し

（2）イベント・ツアーの企画・実施

9月～12月 イベント・ツアーの企画

1月～2月頃 広報・宣伝、参加者募集

2月下旬～3月上旬 イベント・ツアー実施

（3）猫に関連する特産品の企画・開発

9月～2月頃 グッズ・食メニューの企画・開発

2月下旬～3月上旬 試作品配布・試食会実施

（4）効果測定

3月中旬～下旬 効果分析、次年度継続性の課題整理、報告書作成

第6 委託内容

1 連携協議会の運営支援

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、その中で、イベント・ツアー実施および特産品開発等について検討をしていく。なお、協議会は、8月に発足し、月1回程度実施予定である。

受託者は、連携協議会開催の都度、TCVB 及び企画提案者と協議の上、連携協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 猫に関する地域資源の掘起し

猫に関する地域資源の掘り起こし調査を実施し、以下を行うこと。実施に際しては、企画提案者、TCVB と協議の上進めること。

- (1) 文献調査や現地調査を行い、観光事業に活用可能な猫に関する地域資源を集約し、編集可能なリストデータを作成すること。リストを作成する際には、当該観光資源の訴求ポイントやストーリー性・景観要素等についても併せて整理し、活用しやすいよう内容を検討すること。
- (2) 調査結果を活用して猫にちなんだスポット・情報がわかる「猫マップ」を制作し、イベント・ツアー時に配布すること。なお、日本語・英語の2言語（数量：6,100枚程度）作成すること。

3 イベント・ツアーの企画・実施

愛猫家に限らず、子供から大人まで幅広い年齢層を誘致できるようなイベント・ツアーを企画し、参加者を募ること。

(1) イベントの企画・実施

地域資源の掘り起こし調査結果を活用しつつ、猫にまつわるイベントを企画・実施すること。実施に際しては以下の点に留意し、企画提案者、TCVB と協議の上進めること。

① 開催時期等

時期等 : 平成31年2月下旬～3月上旬のうち2日間

人数 : 6,000名程度の来場を想定

会場 : 青梅宿周辺

② 内容

イベントステージを設営すること。併せて以下のような集客につながるイベントを複数提案すること。

【例】

- ・スタンプラリー
- ・ワークショップ
- ・作品展示
- ・猫アート・デザインコンテスト
- ・猫メイク街歩き

③ その他

- ・運営、会場の手配および設営を行うこと。
- ・実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。
- ・企画・実施にあたっては雨天時の対応を十分考慮すること。
- ・イベントの実施に当たっては、保険に加入する等、不測の事態に備えること。

(2) ツアーの企画・実施

以下の通り猫スポットの散策ガイドツアーを企画し、実施すること。各回の設定および募集方法や参加資格要件等の詳細は提案によることとするが、具体的な内容については、契約締結後協議の上、決定する。

① 開催時期等

時期等 : 平成 31 年 2 月下旬～3 月上旬

日数 : 平日 2 日間・土日 2 日間 計 4 日間

※うち平日 1 日（午前・午後 2 コース）は外国人向けツアーを実施すること。また実施に際し、通訳を同行させる等対応を行うこと。

ツアー数等 : 1 ツアー 12 名程度、各日 2 回程度（午前・午後）を想定、

時間等 : 1 ツアー 2～3 時間程度、食事なし

会場 : 青梅宿周辺

ツアー内容 : 下記 2 パターンのツアーをそれぞれ行うこと。下記記載のスポットは必須となり、加えて提案をすること。

（午前）住吉神社、常保寺、昭和幻燈館を含むシンプルな街歩きツアー

（午後）住吉神社、常保寺、昭和幻燈館、赤塚不二夫会館、昭和レトロ商品博物館を含むじっくり街歩きツアー

- ② ツアーの実施に当たっては、ツアー参加者を補償する傷害保険等に加入すること。
- ③ 実施に際しては、旅行業法に十分留意すること。
- ④ 企画・実施にあたっては雨天時の対応を十分考慮すること。
- ⑤ 参加者からは、モニターツアー参加費として、入館料等の参加者自身にかかる金額の 3 分の 1（千円未満端数は、原則、切上）を徴収し、収入とする。提案金額は、予定価格から、収入分を差し引いた金額未満とすること。
- ⑥ 事務局参加 2～3 名分の費用も見込むこと。

4 猫に関連する特産品の企画・開発

(1) オリジナルグッズの企画・開発

招き猫グッズなどオリジナルのグッズを企画・開発し、第 3 項イベント時にサンプル品を配布すること。なお実施に際しては、企画提案者、TCVB と協議の上進めること。

- ① 数量 : 200 個程度配布を想定
- ② 種類 : 4 種類（各 50 個程度）
- ③ その他 : 土産物店で販売する数百円程度のグッズを想定

(2) 食メニューの企画・開発

ねこまんまなどの食メニューを開発し、第3項イベント時に試食会を行うこと。なお実施に際しては、企画提案者、TCVBと協議の上進めること。

- ① 数量：100個程度試食配布を想定
- ② 種類：1種類
- ③ その他：気軽に食べられるB級グルメの様なメニューを想定

5 事業の効果測定

イベント・ツアー参加者及び関係者に対しアンケート調査を実施すること。アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。効果分析結果を踏まえ、継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者及び実行委員会にフィードバックすること。なお実施に際しては、企画提案者、TCVBと協議の上進めること。

6 イベント・ツアーの広報PR媒体の制作

契約期間を通じて、本地域及び事業の魅力を継続的に発信するための、チラシ・ポスター・ホームページを制作し、広くイベント等の周知を行うこと。

- ① ロゴやWEBサイト等の基本的なデザインはデザイナーに依頼し、魅力的且つ統一的なイメージで情報発信を展開すること。
- ② チラシ・ホームページは、日本語・英語の2言語対応とすること。
- ③ 広報手法及び内容は提案によるものとするが、イベント参加者を確実に確保できるよう、十分な規模で実施を行うこと。

7 「青梅宿・猫町プロジェクト」のツールブック（仮）の作成

6における検証を通じて整理された課題を解決若しくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド2017の印刷物における水準1を満たすこと。

8 報告書類の提出

受託者は、1から7の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、
事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

2 猫に関する地域資源の掘起し

3 イベント・ツアーの企画・実施

4 猫に関連する特産品の企画・開発

5 事業の効果測定

6 実施結果

7 事業の成果

8 今後の課題

9 今後の展開

10 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 86.5kg (総合評価値 80以上) (本文) 再生上質紙 A判 57.5kg (総合評価値 80以上) 仕立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項7「青梅宿・猫町プロジェクト」のツールブック(仮)の「その他」右欄に同じ

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容については、TCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 現状・課題

2 実施内容

3 成果

4 課題

5 今後の展開

規 格	大きさ：A3 頁 数：1枚・中折片面・見開き 色 ：4色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80以上）
その他	前項7「青梅宿・猫町プロジェクト」のツールブック（仮）の作成の「その他」右欄に同じ

第7 納入物件

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 「青梅宿・猫町プロジェクト」のツールブック（仮） | 10部 |
| 4 1及び2の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 5 3の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 6 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2013」又は「Microsoft Power Point2013」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - 本調査の委託者はTCVBであるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - TCVBの調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
- 受託者は、平成30年8月から平成31年3月までの間、TCVBに対して定例報告を行うこと。受託者は、あらかじめ定例報告の日時について、(TCVB 公財)と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者とTCVBは双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面をTCVBに提出し、その内容を説明すること。

- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、TCVB又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちにTCVBに連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVBの保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVBの指示により、必要な措置を講ずること。

第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第12 その他

- 1 受託者は、TCVBと密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVBの確認を得ること。また、進捗状況に関するTCVBの指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は（公財）東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- （1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- （2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を

求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

(公財) 東京観光財団 地域振興部 事業課
地域資源発掘型実証プログラム事業担当
東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階
電話(直通) 03-5579-2682